

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 大和田 憲司	平成25年4月1日	いわき市水道局 福島県いわき市平童子 町2-5	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	32,729,165	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	1	
ラジオアイソトープ	独立行政法人労働者健康福祉機構 旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 木村 玄次郎	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであり、 会計細則第52条第6号に該 当。	—	12,985,770	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであ るため。	1	
料金後納郵便	独立行政法人労働者健康福祉機構 旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 木村 玄次郎	平成25年4月1日	日本郵政(株) 愛知県尾張旭市向町2 -2-1	供給可能な契約相手が他に いないため、会計細則第52 条第6号に該当。	—	1,861,420	—	—	供給可能な契約相手が他に いないため。	1	
照射解凍赤血球濃厚液他 28件	独立行政法人労働者健康福祉機構 旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 木村 玄次郎	平成25年4月1日	(認)日本赤十字社東 海北陸ブロック血液セ ンター 愛知県瀬戸市南山口 町539-3	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	17,309,220	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
薬品(放射性同位元素)単 価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 旭労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 鈴木 幸雄	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区駒込2丁 目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであり、 会計細則第52条第6号に該 当。	—	17,372,145	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであ るため。	1	
薬品(血液製剤)単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 旭労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 鈴木 幸雄	平成25年4月1日	(認)新潟県赤十字血 液センター 新潟県新潟市中央区 関屋下川原町1-3- 12	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	80,443,253	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
水道需給契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 岡山労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 鈴木 幸雄	平成25年4月1日	燕市企業局 新潟県燕市白山町2-7-27	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	10,870,502	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	
血液の購入	独立行政法人労働者健康福祉機構 岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25 契約担当役 院長 清水 信義	平成25年4月1日	(認)岡山県赤十字血液センター 岡山県岡山市北区いずみ町3-36	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	73,955,820	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
放射線医薬品の購入	独立行政法人労働者健康福祉機構 岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25 契約担当役 院長 清水 信義	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	7,807,800	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,309,200	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,304,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,098,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,386,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
カーディオライト注射液他 単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	81,776,310	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
照射赤血球濃厚液他単価 契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成25年4月1日	兵庫県赤十字血液センター 兵庫県神戸市中央区 脇浜海岸通1-4-5	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	112,688,828	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
FDGスキャン注単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	46,078,200	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 佐藤 譲	平成25年4月1日	川崎市水道局 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	37,129,530	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	
下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 佐藤 譲	平成25年4月1日	川崎市水道局 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	48,310,387	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 岩手産業保健推進センター 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14F 契約担当役 所長 石川 育成	平成25年4月1日	(株)盛岡地域交流センター 岩手県盛岡市盛岡駅 西通二丁目9番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,490,040	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 岩手産業保健推進センター 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14F 契約担当役 所長 石川 育成	平成25年4月1日	秋田県 秋田市山王四丁目1-1	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,076,245	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 岩手産業保健推進センター 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14F 契約担当役 所長 石川 育成	平成25年4月1日	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町2丁目6番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	9,328,644	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 吉備高原医療リハビリセンター 〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 契約担当役 院長 徳弘 昭博	平成25年4月1日	吉備中央町 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7382	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	8,406,506	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	
事務所賃貸借 (宮城産業保健推進センター)	独立行政法人労働者健康福祉機構 宮城産業保健推進センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル15F 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成25年4月1日	三井住友信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,780,560	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
事務所賃貸借 (山形産業保健推進連絡事務所)	独立行政法人労働者健康福祉機構 宮城産業保健推進センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル15F 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成25年4月1日	両羽不動産(株) 山形県山形市旅籠町3三丁目1番4号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,769,584	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
事務所賃貸借 (福島産業保健推進連絡 事務所)	独立行政法人労働者健康福祉機 構宮城産業保健推進センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル15F 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成25年4月1日	三井住友信託銀行 (株) 東京都港区芝三丁目3 3番1号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,454,248	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
事務所賃貸借(京都)	独立行政法人労働者健康福祉機 構京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御 池下ル梅屋町361-1 アーハネックス御 池ビル東館5F 契約担当役 所長 森 洋一	平成25年4月1日	大阪ガス都市開発(株) 大阪府大阪市中央区 平野町四丁目1番2号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	4,406,988	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
事務所賃貸借(滋賀)	独立行政法人労働者健康福祉機 構京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御 池下ル梅屋町361-1 アーハネックス御 池ビル東館5F 契約担当役 所長 森 洋一	平成25年4月1日	日本生命保険相互会 社 大阪府大阪市中央区 今橋三丁目5番12号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	2,586,900	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
職員宿舍賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機 構京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御 池下ル梅屋町361-1 アーハネックス御 池ビル東館5F 契約担当役 所長 森 洋一	平成25年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外に いないため、会計細則第52条第6 号に該当。	—	1,260,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外 にないため。	1	
職員宿舍賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機 構京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御 池下ル梅屋町361-1 アーハネックス御 池ビル東館5F 契約担当役 所長 森 洋一	平成25年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約 条件を満たす者が当該業者 以外にないため、会計細則第 52条第6号に該当。	—	1,320,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契 約条件を満たす者が当該業 者以外にないため。	1	
放射性同位元素購入	独立行政法人労働者健康福祉機 構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北 町1-1 契約担当役 院長 糸満 盛憲	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ協 会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであり、 会計細則第52条第6号に該 当。	—	33,909,960	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであ るため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
血液の購入	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1 契約担当役 院長 糸満 盛憲	平成25年4月1日	(認)福岡県赤十字血液センター 福岡県筑紫野市上古賀1丁目2番1号	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	61,200,114	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
照射赤血球MAP他	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター 〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1 契約担当役 院長 倉本 博	平成25年4月1日	福岡県北九州赤十字センター 福岡県北九州市八幡西区相生町15番1号	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	19,684,608	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災看護専門学校 〒085-0052 北海道釧路市中園町13-38 契約担当役 校長 草野 満夫	平成25年4月1日	釧路市水道部 北海道釧路市南大通2丁目1	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	2,265,000	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	
放射性同位元素	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 草野 満夫	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	20,252,379	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
血液	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 草野 満夫	平成25年4月1日	北海道赤十字血液センター 北海道釧路市新釧路町5番地	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	68,206,246	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
借上宿舍	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 草野 満夫	平成25年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	17,184,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中国町13-23 契約担当役 院長 草野 満夫	平成25年4月1日	釧路市上下水道部 北海道釧路市南大通2 丁目1番121号	契約相手が唯一であり会計細 則第52条第6号に該当。	—	44,382,000	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	
駐車場土地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 工藤 惇三	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に 当該契約を結べる相手が存在 しないことから、会計細則第 52条第6号に該当。	—	11,400,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、 契約条件を満たす相手 方が他にいないため。	1	
駐車場土地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 工藤 惇三	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に 当該契約を結べる相手が存在 しないことから、会計細則第 52条第6号に該当。	—	6,960,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、 契約条件を満たす相手 方が他にいないため。	1	
駐車場土地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 工藤 惇三	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に 当該契約を結べる相手が存在 しないことから、会計細則第 52条第6号に該当。	—	5,520,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、 契約条件を満たす相手 方が他にいないため。	1	
駐車場土地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 工藤 惇三	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に 当該契約を結べる相手が存在 しないことから、会計細則第 52条第6号に該当。	—	11,700,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、 契約条件を満たす相手 方が他にいないため。	1	
駐車場土地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 工藤 惇三	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に 当該契約を結べる相手が存在 しないことから、会計細則第 52条第6号に該当。	—	3,540,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、 契約条件を満たす相手 方が他にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
職員駐車場土地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 工藤 惇三	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,200,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 広島産業保健推進センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 広島第一生命ビル5F 契約担当役 所長 坪田 信孝	平成25年4月1日	第一ビルディング(株) 東京都中央区京橋2-4-12	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,860,724	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
職員宿舍賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 広島産業保健推進センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 広島第一生命ビル5F 契約担当役 所長 坪田 信孝	平成25年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,200,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にいないため。	1	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 広島産業保健推進センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 広島第一生命ビル5F 契約担当役 所長 坪田 信孝	平成25年4月1日	山口建設(株) 山口市旭通り2-9-19	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,043,700	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
平成25年度事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川産業保健推進センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4F 契約担当役 所長 森下 立昭	平成25年4月1日	三井住友海上火災保険株式会社 東京都中央区新川二丁目27番2号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	7,019,088	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
借上宿舍建物賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川産業保健推進センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4F 契約担当役 所長 森下 立昭	平成25年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	804,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構香川産業保健推進センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4F 契約担当役 所長 森下 立昭	平成25年4月1日	(一社)徳島県医師会 徳島県徳島市幸町3-61	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,717,240	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
平成25年度事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構香川産業保健推進センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4F 契約担当役 所長 森下 立昭	平成25年4月1日	ダイキ不動産情報㈱ 愛媛県松山市竹原三丁目640-1	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,874,648	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
平成25年度事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構香川産業保健推進センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4F 契約担当役 所長 森下 立昭	平成25年4月1日	富国生命保険相互会社 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,103,752	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
輸血用全血液製剤及び血液成分製剤の購入	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成25年4月1日	日本赤十字社中四国ブロック血液センター 広島県広島市中区千田町2丁目5番5号	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	88,509,342	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,716,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,030,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,380,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	840,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,740,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,400,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,892,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,080,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成25年4月1日	おふく(株) 香川県丸亀市通町27番地	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,800,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センター 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビルディング6F 契約担当役 所長 荒記 俊一	平成25年4月1日	ジャパンリアルエステイトアセット マネジメント㈱ 東京都千代田区丸の内3-3-1	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,798,524	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センター 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビルディング6F 契約担当役 所長 荒記 俊一	平成25年4月1日	(社)群馬県医師会 前橋市千代田町1丁目7番4号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,743,900	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センター 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビルディング6F 契約担当役 所長 荒記 俊一	平成25年4月1日	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町二丁目6番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	8,986,620	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センター 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビルディング6F 契約担当役 所長 荒記 俊一	平成25年4月1日	(株)MSコーポレーション 栃木県宇都宮市大通り1丁目4番22号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,848,400	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
輸血用血液製剤	独立行政法人労働者健康福祉機構 山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 大野 耕策	平成25年4月1日	(認)日本赤十字社中 四国ブロック血液センター 広島県広島市中区千田町2丁目5番5号	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	75,667,437	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
放射性医薬品	独立行政法人労働者健康福祉機構 山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 大野 耕策	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	21,151,620	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 大野 耕策	平成25年4月1日	米子市水道局 鳥取県米子市車尾南2 -8-1	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	34,838,243	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	1	
照射濃厚血小板「日赤」他	独立行政法人労働者健康福祉機構 山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田 1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史	平成25年4月1日	日本赤十字社 中四国 ブロック血液センター 広島県広島市中区千 田町二丁目5-5	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	60,999,725	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
クリアボーン注740BQ他	独立行政法人労働者健康福祉機構 山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田 1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	14,296,905	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田 1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史	平成25年4月1日	山陽小野田市水道局 山口県山陽小野田市 日の出1-1-1	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	24,069,363	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	1	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿児島県産業保健推進センター 〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F 契約担当役 所長 川元 孝久	平成25年4月1日	ソフトマックス(株) 鹿児島県鹿児島市加 治屋町12番11号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,922,128	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
借上げ宿舎建物賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿児島産業保健推進センター 〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F 契約担当役 所長 川元 孝久	平成25年4月1日	(有)関地所 鹿児島市城西3丁目4 番29号	宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	972,000	—	—	宿舎賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。	1	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿児島産業保健推進センター 〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F 契約担当役 所長 川元 孝久	平成25年4月1日	大同生命保険(株) 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,842,020	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
血液製剤供給	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿児島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 山口 邦雄	平成25年4月1日	日本赤十字社関東甲 信越ブロック血液センター 東京都江東区辰巳2-1-67	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,171,192	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿児島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 山口 邦雄	平成25年4月1日	神栖市水道局 茨城県神栖市溝口49 91-5	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	6,475,000	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	
薬品単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 千葉 光穂	平成25年4月1日	(認)秋田県赤十字血液センター 秋田県秋田市川尻町 字大川反233-186	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	9,993,214	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
上水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 千葉 光穂	平成25年4月1日	大館市建設部管理課 秋田県大館市中城20	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	6,208,405	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
人全血液-LA 他	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 松原 要一	平成25年4月1日	新潟県赤十字血液センター 新潟県新潟市中央区 関屋下川原町1-3-12	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	17,423,995	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
クエン酸ガリウム 他	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12 契約担当役 院長 松原 要一	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 二丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	9,316,761	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
ラジオアイソトープ単価契約 カルディオダイナ他2件	独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 大西 一男	平成25年4月1日	日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	19,961,314	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
薬品費単価契約照射赤血球濃厚液A型他9件	独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 大西 一男	平成25年4月1日	(認)兵庫県赤十字血液センター 兵庫県神戸市中央区 脇浜海岸通1-4	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	44,094,000	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構神奈川産業保健推進センター 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3F 契約担当役 所長 石渡 弘一	平成25年4月1日	(株)安田ビル 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-20-3	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	13,515,084	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構神奈川産業保健推進センター 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3F 契約担当役 所長 石渡 弘一	平成25年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1-4-35	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,415,860	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
放射性同位元素購入契約	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成25年4月1日	(社)日本アイントープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	17,193,435	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
血液購入契約	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成25年4月1日	(認)青森県赤十字血液センター 青森県青森市花園2-19-11	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	35,161,707	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
職員駐車場用土地賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成25年4月1日	個人	駐車場に係る契約であり、他に当該契約を結べる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	900,000	—	—	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
上水道供給契約	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成25年4月1日	八戸圏域水道企業団 青森県八戸市南白山台1丁目11-1	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	2,640,548	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構石川産業保健推進センター 〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1金沢パークビル9F 契約担当役 所長 小山 善子	平成25年4月1日	三菱地所(株) 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,102,692	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構石川産業保健推進センター 〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1金沢パークビル9F 契約担当役 所長 小山 善子	平成25年4月1日	(株)加藤ビル 福井県福井市中央1丁目3番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,266,728	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
濃厚流動食マービー液状 (業務用)5500G他165 品目	独立行政法人労働者健康福祉機 構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成25年4月1日	(株)スズケン木更津支 店 千葉県木更津市ほたる 野一丁目30番地10	減に履行中の工事、製造、加工 若しくは修理又は物品の購入に 関する契約でこれを他の者に分 割して、履行させることが不利で あるため、会計細則第52条第2 号に該当。	—	17,627,604	—	—	減に履行中の工事、製造、加工 若しくは修理又は物品の購入に 関する契約でこれを他の者に分 割して、履行させることが不利で あるとき。	14	
放射性医薬品42品目	独立行政法人労働者健康福祉機 構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであり、 会計細則第52条第6号に該 当。	—	25,293,555	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外納入できないものであるた め。	1	
血液製剤48品目	独立行政法人労働者健康福祉機 構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成25年4月1日	日本赤十字社関東甲 信越ブロック血液セン ター 東京都江東区辰巳二 丁目1番67号	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	88,190,732	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
アルブミン製剤5品目	独立行政法人労働者健康福祉機 構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成25年4月1日	日本赤十字社関東甲 信越ブロック血液セン ター 東京都江東区辰巳二 丁目1番67号	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	12,368,475	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
事務所賃賃料	独立行政法人労働者健康福祉機 構大阪産業保健推進センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成25年4月1日	(株)りそな銀行不動産営 業部 大阪府大阪市中央区 備後町2丁目2番1号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	6,216,600	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
職員宿舍賃賃料	独立行政法人労働者健康福祉機 構大阪産業保健推進センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成25年4月1日	(株)大阪ガスファシリ ティーズ 大阪府大阪市淀川区 西宮原1丁目8番29号	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外に いないため、会計細則第52条第6 号に該当。	—	852,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外 にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
職員宿舍賃貸料	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健推進センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成25年4月1日	(株)グループ 大阪市中央区北久宝寺町*2-6-10	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,056,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条件を満たす者が当該業者以外にないため。	1	
事務所賃貸料	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健推進センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成25年4月1日	(株)日建 大阪府東大阪市小坂2丁目14番18号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,000,312	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にないため。	1	
事務所賃貸料	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健推進センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成25年4月1日	奈良交通(株) 奈良県奈良市大宮町1丁目25号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,925,204	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にないため。	1	
上水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 田内 潤	平成25年4月1日	堺市水道局 大阪府堺市堺区百舌鳥北町1-39-2	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	51,861,043	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	
下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 田内 潤	平成25年4月1日	堺市水道局 大阪府堺市堺区百舌鳥北町1-39-2	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	85,296,203	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	
料金後納郵便	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 田内 潤	平成25年4月1日	日本郵政(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	供給可能な契約相手が他にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	6,574,799	—	—	供給可能な契約相手が他にいないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
薬品	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	平成25年4月1日	日本赤十字社中四国ブロック血液センター 広島県広島市中区千田町2丁目5番5号	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	6,462,708	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
薬品	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	平成25年4月1日	社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	10,688,685	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
血液の購入	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 碓井 亜	平成25年4月1日	日本赤十字社中四国ブロック血液センター 広島県広島市中区千田町2丁目5番5号	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	30,152,262	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
放射線医薬品	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋港区港明1-10-6 契約担当役 院長 加藤 文彦	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	51,134,790	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
輸血用血液	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋港区港明1-10-6 契約担当役 院長 加藤 文彦	平成25年4月1日	(認)日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター 愛知県瀬戸市南山口町539番地3	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	54,296,304	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
事務所賃貸借(東京)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F 契約担当役 所長 野中 博	平成25年4月1日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内一丁目6-6	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	21,226,332	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
事務所賃貸借(山梨)	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日 本生命三番町ビル3F 契約担当役 所長 野中 博	平成25年4月1日	社団法人 山梨県医師会 山梨県甲府市丸の内2 丁目32-11	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,600,000	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
事務所賃貸借(長野)	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日 本生命三番町ビル3F 契約担当役 所長 野中 博	平成25年4月1日	日本生命保険相互会 社 東京都千代田区丸の 内一丁目6-6	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,331,680	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
事務所賃貸借(茨城)	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日 本生命三番町ビル3F 契約担当役 所長 野中 博	平成25年4月1日	住友生命保険相互会 社 大阪府中央区城見一 丁目4-35	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	2,832,228	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
事務所賃貸借(千葉)	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日 本生命三番町ビル3F 契約担当役 所長 野中 博	平成25年4月1日	日本生命保険相互会 社 東京都千代田区丸の 内一丁目6-6	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	5,610,144	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
事務所清掃業務	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日 本生命三番町ビル3F 契約担当役 所長 野中 博	平成25年4月1日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4 丁目22-2	事務所賃貸契約相手方の指定に よる清掃業者のため、他に競争 相手が存在しないことから、会計 細則第52条第6号に該当。	—	1,008,000	—	—	事務所賃貸契約相手方の指定 による清掃業者のため、他に競 争相手が存在しないため。	1	
放射性同位元素購入クエ ン酸ガリウムGa67注射液 37MBq他91品目	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 寺本 明	平成25年4月1日	(公社)日本アイソト ープ協会 東京都文京区本駒込2 -28-45	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	24,711,750	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
血液の購入(人全血液-L R「日赤」400ml他40品 目	独立行政法人労働者健康福祉機 構東北労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 寺本 明	平成25年4月1日	(認)日本赤十字社関 東甲信越ブロック血液 センター 東京都江東区辰巳2- 1-67	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	37,221,709	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
照射濃厚血小板 B型 1 0単位他 9品目	独立行政法人労働者健康福祉機 構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成25年4月1日	(認)宮城県赤十字血 液センター 宮城県仙台市泉区明 通2丁目6番1号	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	36,230,561	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
クエン酸ガリウム他 34品 目	独立行政法人労働者健康福祉機 構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成25年4月1日	(社)日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	14,199,780	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	
上水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成25年4月1日	仙台市水道局 宮城県仙台市太白区 南大野田29-1	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	19,391,266	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	1	
下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機 構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成25年4月1日	仙台市水道局 宮城県仙台市太白区 南大野田29-1	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	49,647,648	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	1	
放射性医薬品売買	独立行政法人労働者健康福祉機 構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 有井 滋樹	平成25年4月1日	公益社団法人日本アイ ソトープ協会 東京都文京区駒込二 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	16,536,158	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
血液売買	独立行政法人労働者健康福祉機構 横浜労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 有井 滋樹	平成25年4月1日	日本赤十字社東海北 陸ブロック血液センター 愛知県瀬戸市南山口 町539番地3	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	51,418,690	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	
ベッドメイキング業務	独立行政法人労働者健康福祉機構 横浜労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 有井 滋樹	平成25年4月1日	(株)レンティック中部 静岡県浜松市中区高 林5-7-13	病院運営への影響の観点から早 急に供給業者を決定する必要が あるため、会計細則第52条第1 号に該当。	—	2,320,164	—	—	病院運営への影響の観点から 早急に供給業者を決定する必 要があるため、	13	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 横浜労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 有井 滋樹	平成25年4月1日	浜松市水道部 静岡県浜松市中区住 吉5丁目13-1	契約相手が唯一であり会計細則 第52条第6号に該当。	—	6,651,599	—	—	供給可能な業者が他にいない ため。	1	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 福岡産業保健推進センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2- 9-30 福岡県メディカルセンタービル1F 契約担当役 所長 織田 進	平成25年4月1日	(社)福岡県医師会 福岡県福岡市博多区 博多駅南2丁目9番30 号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	8,551,620	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
事務所一時使用賃貸借契 約(佐賀)	独立行政法人労働者健康福祉機構 福岡産業保健推進センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2- 9-30 福岡県メディカルセンタービル1F 契約担当役 所長 織田 進	平成25年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋二 丁目4番12号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	1,825,944	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
事務所賃貸借料(長崎)	独立行政法人労働者健康福祉機構 福岡産業保健推進センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2- 9-30 福岡県メディカルセンタービル1F 契約担当役 所長 織田 進	平成25年4月1日	(株)建友社興産 長崎県長崎市平野町3 -5	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,150,000	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
事務所賃貸借(熊本)	独立行政法人労働者健康福祉機構 福岡産業保健推進センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2- 9-30 福岡県メディカルセンタービル1F 契約担当役 所長 織田 進	平成25年4月1日	住友生命保険相互会 社 大阪府大阪市中央区 城見1-4-35	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,149,880	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
事務所賃貸借料(大分)	独立行政法人労働者健康福祉機構 福岡産業保健推進センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2- 9-30 福岡県メディカルセンタービル1F 契約担当役 所長 織田 進	平成25年4月1日	中央三井信託銀行 (株) 東京都港区芝3丁目3 3番1号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,261,852	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
臨床検査システム賃借契 約	独立行政法人労働者健康福祉機構 福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 大和田 憲司	平成25年4月1日	小関秀雄商店(株) 福島県福島市北中央3 -85-1	再リース契約であり、契約条件を 満たす業者が他にいないことか ら、会計細則第52条第6号に該 当。	—	15,906,960	—	—	使用を継続するには再リース契 約をせねばならず、現行契約相 手方以外に契約相手方が存在 しないため。	19	
兵庫産業保健推進セン ター事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1- 20 三宮山田東急ビル8F 契約担当役 所長 川島 龍一	平成25年4月1日	東急リパブル(株) 大阪府大阪市北区梅 田1丁目11番4	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	6,028,836	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
鳥取産業保健推進連絡事 務所事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1- 20 三宮山田東急ビル8F 契約担当役 所長 川島 龍一	平成25年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋二 丁目4番12号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	2,494,044	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
岡山産業保健推進連絡事 務所事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1- 20 三宮山田東急ビル8F 契約担当役 所長 川島 龍一	平成25年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋二 丁目4番12号	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	3,933,156	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道産業保健推進センター 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2F 契約担当役 所長 三宅 浩次	平成25年4月1日	(一社)北海道中小企業会館 北海道札幌市中央区北1条西7丁目1番地	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	5,115,468	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
血液製剤	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成25年4月1日	日本赤十字社北海道ブロック血液センター 北海道札幌市西区山の手2条2丁目3-37	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	28,021,471	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	
放射性同位元素	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成25年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	23,412,766	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
上下水道	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成25年4月1日	岩見沢市 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号	契約相手が唯一であり会計細則第52条第6号に該当。	—	27,977,000	—	—	供給可能な業者が他にいないため。	1	
放射性医薬品	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター 〒072-0015 北海道美唄市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 三浪 明男	平成25年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	7,410,900	—	—	放射性同位元素は当該業者以外納入できないものであるため。	1	
血液製剤等	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター 〒072-0015 北海道美唄市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 三浪 明男	平成25年4月1日	日本赤十字社北海道ブロック血液センター 北海道札幌市西区山の手2条2丁目	血液製剤は当該業者以外購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	6,376,852	—	—	血液製剤は当該業者以外購入できないものであるため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
本部借上宿舎に係る賃貸 借契約	独立行政法人労働者健康福祉機 構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 加藤 賢朗	平成25年4月1日	(独)都市再生機構神 奈川地域支社 神奈川県横浜市中区 本町六丁目50番地1	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外に ないため、会計細則第52条第6 号に該当。	—	73,905,600	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契約条 件を満たす者が当該業者以外 にないため。	1	
平成25年度総合せき損セ ンター増改築工事監理業 務	独立行政法人労働者健康福祉機 構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 加藤 賢朗	平成25年4月1日	(株)山下設計 東京都中央区日本橋 小網町6番1号	公募型プロポーザル方式により 増改築工事基本計画・設計等を 受託した業者であり、本業務は一 連の業務であるため、会計細則 第52条第6号に該当。	—	33,075,000	—	—	公募型プロポーザル方式により 増改築工事基本計画・設計等を 受託した業者であり、本業務は 一連の業務であるため。	19	
事務所定期建物賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機 構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 加藤 賢朗	平成25年4月1日	明治安田生命保険相 互 会社 東京都千代田区丸の 内2-1-1	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が当該業 者以外にいないことから、会計細 則第52条第6号に該当。	—	2,297,106	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が他に いないため。	1	
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機 構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 加藤 賢朗	平成25年4月1日	(株)沖縄産業振興セン ター 沖縄県那覇市小録18 31番地1	事務所の賃貸借契約であり、契 約条件を満たす相手方が 当該業者以外にいないことか ら、会計細則第52条第6号に 該当。	—	3,359,160	—	—	事務所の賃貸借契約であ り、契約条件を満たす相手 方が他にいないため。	1	
ニューロライト注射液(他4 5品目)	独立行政法人労働者健康福祉機 構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1 契約担当役 院長 南條 輝志男	平成25年4月1日	(公社)日本アイソト プ協会 東京都文京区本駒込 2-28-45	放射性同位元素は当該業者以外 納入できないものであり、会計細 則第52条第6号に該当。	—	27,071,625	—	—	放射性同位元素は当該業者以 外納入できないものであるた め。	1	
照射赤血球濃厚液(他57 品目)	独立行政法人労働者健康福祉機 構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1 契約担当役 院長 南條 輝志男	平成25年4月1日	(認)和歌山県赤十字 血液センター 和歌山県和歌山市栄 谷字丸江153	血液製剤は当該業者以外購入で きないものであり、会計細則第52 条第6号に該当。	—	51,316,064	—	—	血液製剤は当該業者以外購入 できないものであるため。	1	

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 広島産業保健推進センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 広島 第一生命ビル5F 契約担当役 所長 坪田 信孝	平成25年6月1日	山口建設(株) 山口市旭通り2-9-19	事務所の賃貸借契約であり、 契約条件を満たす相手方が 当該業者以外にいないことから、 会計細則第52条第6号に 該当。	—	3,643,500	—	—	事務所の賃貸借契約であり、 契約条件を満たす相手 方が他にいないため。	1	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」